



登録商標
第6877337号

淡路島の生しらす



淡路島の生しらすプロジェクトのしらすは、淡路島岩屋港で水揚げした、しらすのみ使用しております。加工業者は、一切妥協せず最高品質のしらす（きれいもん）を仕入れ、独自の技術を駆使し、滅菌の後、瞬間冷凍を行い、最高鮮度の確保と安定供給を図っております。

また商品を活用して淡路島岩屋漁業協同組合と（一社）北淡路ブランド推進協議会を中心に、島内観光施設、宿泊施設のご協力を得て、生しらすのブランド化・観光振興を目的として、毎年プロジェクトを展開しており現在は、淡路島を代表する名物商品になっています。

権利者：淡路島岩屋漁業協同組合

指定商品：淡路島産の生しらす（生きているものを除く。）